

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	地域コミュニティ課長 ……	太田 一男
シティプロモーション課長 ……	瓦田 浩一	企画財政課長 ……………	中西 敏光
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	八島 勝行	健康課長 ……………	尾上 靖子
福祉課長 ……………	佐伯 剛美	環境課長 ……………	久我 政克

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博 学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 竹下 健一 こどもみらい課長 ……… 飯西 美咲

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認願います。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催する予定であります。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号5番。8番、黒川議員。

○**議員（8番 黒川 悟）** 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年も暑い夏が続きました。でも、最近はかなり朝晩涼しくなりました。しかしながら、まだまだ日中は暑い日が続いておりますので、皆様方も体調に気をつけて御自愛ください。

それでは、通告に従い、宇美町が取り組むDXについて質問してまいります。

最近、AIやIT、デジタルという言葉をよく耳にします。デジタル技術の活用による地域活性化を目指すデジタル田園都市国家構想で、政府は昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装に取り組む自治体を2027年までに1,500に増やすと目的を掲げました。その実装とは、デジタル技術を活用した事業を実用化することです。

当町も宇美町自治体DX取組方針の下、具体的な取組を推進するため、宇美町自治体DX推進計画が策定されました。自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、地方自治体がデジタル技術を活用して行政サービスの質を向上させるための取組であり、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインでの手続や遠隔での会議などデジタル化の必要性が高まっております。

自治体DXは、そうした社会情勢の変化に対応しつつ、よりスムーズで効率的な行政サービスを提供するという目的としています。

今回は、デジタル技術を活用して自治体が抱える問題を解決し、住民の生活をよりよくするた

めに自治体に取り組む宇美町自治体D X推進計画の進捗状況について質問をいたします。

2020年に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、政府は、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げております。

この目指すべきデジタル社会のビジョン達成には、地域住民と関わりが深い自治体の役割は重要であります。自治体D Xの推進は必須であります。自治体D Xの目的は、デジタル技術を活用した行政サービスの改革を進めることですが、デジタル技術を手段として捉え、自治体業務の効率化を進めることも重要であります。

政府が推進する自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、自治体においては以下2点が求められるとされています。

1点目は、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ活用をして住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく。

2点目は、住民の高齢化に伴い自治体の公助の役割が大きくなる一方で、人口減少に伴う職員数の減少が課題となる中、自治体D Xの推進により、デジタル化を進めることで職員の負担を軽減し、これまで手が回らなかった業務への注力が可能となり、住民への質の高いサービスが提供につながることです。

そこで、1つ目の質問になります。令和5年6月に策定された宇美町自治体D X取組方針に基づく宇美町自治体D X推進計画の運用期限が令和3年度から令和7年度までとありますが、当町のデジタル化の現状を教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。D Xを担当しております情報政策推進室は総務課の中にごございますので、総務課のほうから回答をさせていただきます。

最初に、策定の経緯について少し説明をさせていただきたいと思います。

宇美町自治体D X取組方針につきましては、国が令和2年12月に自治体D X推進計画、これを策定したことを受けまして、この国の計画との整合を図るために、令和3年度から令和7年度までを運用期間としまして、令和3年度にまず案を作成しておったところでございます。

その後、執行部が新体制となり、また、第7次宇美町総合計画の重点方針として、自治体D Xの推進、これが掲げられたことを受けまして、本町におきましても取組を計画的に推進していくために、全体方針でございます宇美町自治体D X取組方針と、具体的な取組を推進するための宇美町自治体D X推進計画、これを令和5年6月に決定したところでございます。

当町における取組の状況としましては、国の自治体DX推進計画に掲げてあります重点取組事項や、本町の令和3年度につくってございました取組方針案、これに基づきまして既に令和3年度から取組を進めておるところでございます。

主な取組としましては、最初に法定DXとされております情報システムの標準化・共通化、それと行政手続のオンライン化について若干説明をさせていただきます。

情報システムの標準化・共通化につきましては、令和3年度に宇美町、志免町及び須恵町3町で共同運用をしております基幹業務システムの標準化対応方針、これを決定いたしまして、対象業務とされております20の業務、これの担当で構成する業務担当者会議を設置しておるところでございます。

情報システム共通化・標準化においては、国が示します標準仕様に準拠した情報システムに、目標時期とされております令和7年度までに必ず移行しなければならないとなっておりますため、情報システムの移行と並行して抜本的な業務運用の見直しが必要なため、業務担当者におきましてフィット&ギャップと呼ばれます業務運用の見直しに今、着手をしているところでございます。

次に、もう1つの行政手続のオンライン化についてでございますが、国が指定した子育て、介護、そして転出・転入手続等について、国が用意しておりますオンライン申請の基盤を通じて受付を行い、転出・転入予約の手続では、既存の情報システムとデータ連携ができるシステムを令和3年度に構築をしております、令和4年2月から既に運用を開始しているところでございます。

さらには、独自の取組といたしまして、議会事務局が導入いたしましたペーパーレス会議システムやウェブ会議システムの活用によるペーパーレス化の推進、それからシティプロモーション課で今、運用しておりますAIを活用したのーとの導入などのデジタル田園都市国家構想に寄与する取組も行っているところでございます。

今後も、宇美町自治体DX推進計画に基づきまして、行政サービスの向上と業務効率化、簡素化を図るための取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 順調にデジタル化は進んでいるということで考えてよろしいかと思えます。

DXは、2004年にスウェーデンのエリック・ストルターマンという大学の教授が考えた言葉だそうです。ストルターマンは、IT（情報技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させると考えました。ストルターマンは生活を変化させると言っていますが、この「変化」という言葉がキーワードになります。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）のトランスフォーメーションとは、英語で変化、

変形、変容を表します。つまり、デジタル化により社会や生活の形、スタイルが変わることがDXの辞書的な意味になります。

また、DXとITの違いについては明確な線引きはありませんが、最近ではIT化の代わりにデジタル化という言葉が使われることが多くなりました。DXとIT化は目的が違うと言えるかもしれません。

IT化は、主な目的は業務の効率化であり、例えば、今まで帳簿づけをノートに数字を書いて電卓で計算をしていたものが、パソコンを導入して表計算ソフトや会計ソフトウェアなどを使うようになり、経理業務が短時間で済むようになったならばIT化による業務効率化ということになり、業務の基本的な性格、役割は変わりませんが、IT（情報技術）によって業務が大幅に効率化した、生産性が向上したということで大きなメリットがあります。

一方、DXのXはトランスフォーメーション（変革）なので、業務などの変革が踏まれていなければなりません。例えば、会計ソフトのデータを顧客管理や原価管理にフィードバックするような活用する業務フローを作り、組織の変革につなげていくようなイメージです。

もちろん、DXでも業務の効率化は重要なテーマです。それがコスト削減による競争力向上やリモートワークなどの働き方改革につながるビジネスモデルや業務の変革を目的としていけば、それはDXと言えるのではないかと思います。

以上、IT化は戦術であり、DXは戦略であり、現在のDX推進において最も重要な今の課題は、ITに精通した人材の不足があります。この問題に対処するためには、外部からの人材確保だけでなく、自治体内での教育環境の整備が不可欠であります。自治体は、IT人材を育成するための教育プログラムの開発や、職員がITスキルを習得しやすい環境の整備を行う必要があると思います。

そこで、2つ目の質問です。宇美町自治体DXを推進するための組織体制及びデジタル人材の確保と育成はどのように進めていくのか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。自治体DXを推進するための体制といたしましては、自治体DX推進計画におけます重要取組事項の中でも優先度が高いとされております先ほど御説明しました情報システム標準化・共通化及び行政手続のオンライン化に適切に対応するための業務担当社会をそれぞれ設置しているところです。

また、様々な課題やDXの対応について検討するため、各課から選任されました職員で構成する検討部会、これも設置しております、庁内で横断的にDXを推進することとしております。

デジタル人材の確保と育成のほうについてでございますが、これは、情報リテラシーの向上——この情報リテラシーというのはちょっと難しい言葉なんですけども、これは、世の中にあ

ふれる様々な情報を適切に活用できる基礎能力というふうになっていまして、この基礎能力の向上、それからスキルアップに関する研修の受講を通じて、実際にDXを使っていきます職員それぞれが、担当職務に応じたスキルを身につけることで育成を図りたいというふうに考えております。

また、必要に応じて総務省のアドバイザー派遣事業とか県のDXプロデューサーの派遣事業、これらの活用なども有効な方法ではないかと考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 自治体DXの目的は、全ての住民に適切な行政サービスを提供することで、そのためには、各部署が協力し、各自治体全体でDX施策を検討することが必要だと思います。

部署間の意見交換や協力により、より住民の要望に沿った施策を検討することができ、自治体全体でDXを推進することで、より効果的な行政サービスの提供が可能となります。

また、逆にデジタル活用に関する町民と行政間のコミュニケーション不足で、例えばマイナンバーカードを有効活用するための周知が不十分であり、デジタル化を進めても町民が恩恵を受けられない状況や行政サービスがデジタル化を進めても、町民が従来のアナログ方式の手続を好む場合には、デジタルのメリットを享受することができないという問題が生じます。

政府は現在、デジタル機器に不慣れな高齢者などに、スマートフォンの使い方やオンラインの行政手続などを教えるデジタル推進委員の配置を進めています。社会のデジタル化が進む中、その恩恵を誰もが受けられる環境づくりが重要であり、同推進委員が担う役割は大きいと思います。

2021年1月に公表された内閣府の調査によると、60代の約26%、70代以上の約58%がスマホなどの情報通信機器を十分に利用できずにいる。使い方がわからないことなどが理由であり、こうした人たちに寄り添いサポートする存在が必要であります。

このため政府は、2022年度予算にデジタル推進委員の予算を盛り込みました。同推進委員は、スマホなどデジタル機器に苦手意識や十分に利用できない高齢者及び障がい者などを対象に、マイナンバーカードの申請といったオンライン行政手続のほか、ラインなどを利用できるよう丁寧に説明するということです。

デジタル庁は、昨年5月からデジタル関連企業、団体の職員などを対象に同推進委員の募集を始め、今年7月末時点で約3万3,800人を任命され、政府が昨年末に発表した総合戦略では、同推進委員を2027年までに5万人に増やす方針を掲げています。

そこで、当町は、政府が行っているデジタル推進委員の設置事業を承知しているかどうかお伺いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 今御紹介のありましたデジタル推進委員の制度につきましては、当町のほうでは、この制度があるということについては承知しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） デジタルになじめない高齢者や障がい者の方々にも、スマホやオンラインの行政手続ができるよう、当町でもデジタル推進委員またはその働きに準じた人員の配置は重要と考えますが、今後の町の方針を聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） まず、このデジタル推進委員につきましては、どういう仕事かといいますと、デジタル機器サービスに不慣れな方等に対しまして、講習会等でその操作方法や利用方法などについて教えるというようなお仕事を任される方というふうになっております。

今言いましたように講習会等ということですので、例えば、当町でいえば社会教育課等で行われておりましたスマホ教室とか、各自治会の公民館等で集まっただいて操作方法や利用方法などを教えていくというようなときに、招いて教えていただくような講師というのが主のお仕事というふうになっておりまして、基本は講習会等となっております。

この講習会等の等が非常に微妙なところですけども、実績として、役場窓口等というところでの実績というのは特に今のところはないようですので、これが役場窓口等に配置することが可能なのかどうかというところは今のところ不透明でございますので、この推進委員等デジタル関係のお手伝いをしていただく職員の窓口等での配置につきましては、その配置の必要性を含め、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） この政府が推進しているデジタル推進委員というのは、スマホショップで任命を受けた推進委員がスマホショップで講習をするとか、そういった形でやっているみたいなので、どちらにしても高齢者の方や障がい者の方がデジタル機器に慣れるように、何かそういう形で講習等が町でできれば、それに準じた形でできればと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

やはり、デジタル化ということで、この推進をするためには多額の費用が必要になると思いますが、財源はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） DX推進のための財源でございます。

自治体DXに関する補助金のメニューとしましては、デジタル基盤改革支援補助金というのが国のほうから用意されております。これは、先ほどから御説明をしております行政手続のオンライン化及び情報システムの標準化・共通化に係る事業に関する補助金でございますので、当町でも

この補助金を活用して事業を進めているところです。

また、地域課題のデジタル実装による解決を目的としましたデジタル田園都市国家構想推進交付金これも用意されておりまして、これはメニューがたくさんあるんですけども、そのうちの1つを使ってのるーとの活用をしているところでございます。

そのメニューの中にも、情報システムのデジタル化等についてのメニューもございますので、この推進交付金のほうも今後は使っていく必要があるのかなというところで考えています。

ただ、自治体DXについては令和7年度目標時期とされていますけども、令和7年度までずっと補助金が続くというようなことではなくて、この補助金についてはやはり毎年毎年進化していくといえますか、変わるごとにいろいろな課題等が出てきて、課題に対応するための補助金等が新たにつくられたりとかということがございますので、この交付要綱等につきましては適宜改正をされておりまして、毎年度国から示しがあります。

次年度以降の財源として確約があるものではございませんが、令和7年度まで国の計画等もあるというところから、それまでは毎年毎年要綱を改正されながらも交付されるというふうに思っておりますし、また、それ以降も当然DXは続いていきますので継続することが想定をされます。

今後も自治体DXを推進していく上では、活用できる補助金を当町のほうでも積極的に活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 財源の件はよく分かりました。

次に、行政のデジタル化には住民の利便性向上に向け、業務を広い範囲で見直し変革していくことも不可欠です。

自治体の窓口手続によく見られる書類の発行に長時間待つ、申請書の記入が面倒だ、こうした利用者の負担を緩和しようと、デジタル技術を利用し、申請書類を記入せずにワンストップで手続ができる窓口では、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が氏名、生年月日といった個人情報を確認し書類を作成する。住民は、書類の記載内容を確認した上で署名するだけの書かない窓口が、一部の自治体で広げ始めています。さらに、その先のスマートフォンを使ってオンラインだけで申請が済む書かない窓口を目指す自治体もあります。

そこで、当町の宇美町自治体DX推進の取組事項に行政手続のオンライン化、窓口における行政手続のデジタル化とあります。目指す姿に書かない窓口、行かない窓口の推進がありますが、具体的にどのように進め、どのような申請が可能になるか答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） すみません。具体的にてなると求めています回答になるかどうかちよ

っと分かりませんが、宇美町自治体DX推進計画の取組事項にあります基本方針これの1、行政サービスの拡充におきまして、行政手続のオンライン化と窓口のデジタル化の取組内容について記載をしているところです。

窓口のデジタル化では、窓口におけます利便性の向上と業務の効率化を図るためのデジタルツール活用の検討を進めるということにしています。先行事例としまして、北海道北見市などが導入しております書かない窓口などが対象事例になるのではないかと考えております。

このサービスにつきましては、利用者が申請書を作成することなく証明書を取得できるなど、利用者の利便性が向上する取組とされておりまして、デジタルの操作に不慣れな方も便益を享受していただける取組として、これについては様々な自治体で検討を進められているというふう聞いております。

また、デジタル庁、国のほうにおきましても、情報システムの標準化と並行しまして、窓口DX SaaSと言われる自治体での窓口のデジタル化を推進するためのサービスを提供すべく今、準備が進められているということで聞いております。

書かない窓口におけますシステムの概要についてですが、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたけども、マイナンバーカードにより手続に来られた方の本人確認を電子的に行うとともに、住所、氏名、それから生年月日、性別の4情報を読み取りまして、さらには職員がヒアリングを行い必要な情報を登録して申請書などを作成いたします。

これによりまして、手続に来られた方は、手続に必要な申請書などを書くことなく、手間を省いて手続ができるということになっています。この主な機能としましては、申請書の作成機能、それからマイナンバーカードの読み取り機能、職員や利用者向けに必要な手続なども案内する機能がついておりまして、従来、窓口において利用者が申請書などを作成して職員が提出された申請書などを目視で基幹システムに登録していたやり方を、置き換えるというものでございます。

もう1つの行かない窓口についてでございますが、総務省のほうから、地方自治体の窓口業務改革の多様な取組として、オンライン申請それからリモート窓口、移動窓口などが国のほうでは上げられております。当町におきましても、転出届につきましては、役場に来られなくてもマイナポータルから手続ができるように既になっておりますが、そのほかに今後、何が取り入れ可能なのかについては、庁内担当部会で検討していく予定としておるところでございます。

今後も、行政サービスの利便性の向上、それから行政事務の効率化を目指して、国や県等の動向に注視しながら、当町での取組内容については検討を進めていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 当然、書かない窓口、行かない窓口、全てがそれで申請ができるかというたら多分それは不可能に近いんじゃないかなとは思っております。ぜひ、デジタル化を進め

る上では必要な施策でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほども答弁の中でありましたけども、自治体DX推進の目的を実現するために自治体を取り組むべき重要事項は、自治体DX推進計画概要で6つ示されております。

1、自治体情報システムの標準化・共通化。2、マイナンバーカードの普及促進。3、自治体行政手続のオンライン化。4、自治体のAI・RPA利用推進。5、テレワークの推進。6、セキュリティ対策の徹底であります。その中でも2のマイナンバーカードの普及についてですが、現在全国でトラブルが続いております。公金受け取りの口座や保険証とのひもづけについて誤入力が起こっています。

当町ではそのようなトラブルがないとお伺いしましたが、十分な配慮の上、確実な対応が必要となりますが、このミスについては人的、人の手で行う誤入力であり、アナログによって起こっているもので、マイナンバーカード自体は問題ないと思っていますし、デジタル化を行う上でマイナンバーカードは必要なツールだとここで申し上げたいと思います。

そこで、全国の自治体に先駆けて、先ほど答弁いただきました2016年に導入した北海道の北見市ですが、転入や婚姻届などで必要な複雑な手続について申請時間が短縮され業務時間の削減につながっていると、システム構築に7,000万円ほどの予算を投じたが、それを上回るメリットがあるということで、利用者からも手続が簡単になったと好評だそうです。

デジタル庁が主張するように、住民が行政窓口で書かない、待たない、回らないで済む意義は大きいと思います。書かない窓口が可能になった背景には、役所内の各部署がオンラインで結ばれていることや、マイナンバーカードの個人情報の確認が容易になるといったことがデジタル化の推進であります——進展であります。さらに、自宅にしながら行政手続ができる——行かない窓口も推進し、行政サービスを飛躍的に向上させ、宇美町の自治体DXにつなげてもらいたいと思っています。

最後に、宇美町自治体DX取組方針にある「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」とは、また当町が目指すDXについて、町長の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」につきましては、国が策定しておりますデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において示されておりますデジタル社会の目指すビジョンとして位置づけられているものでございます。

このビジョンは、地理的制約、年齢、性別、障がいや疾病、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる誰一人取り残されないデジタル社会を目指すものとされております。

本町では、御存じのとおり、第7次総合計画の中の前期実践計画推進のための重点方針の大き

な3つを掲げているわけですが、その中の1つとして、自治体DXの推進ということで取り上げております。

宇美町自治体DX取組方針におきましては本ビジョンに基づき、基本理念として、行政サービスの質と住民の利便性の向上、業務改善・改革による効率化の推進の2つを掲げております。

この基本理念は、自治体DXにより行政サービスの向上と業務効率化を推進することで、誰もが1人1人の多種多様な状況に応じたサービスを利用でき、さらに便利になったと感じてもらえる行政サービスを目指すものでございます。

次に、当町が目指すDXでございますが、DXはデジタル技術やデータの活用が重要と思われがちですが、これはあくまでも手段であり、本来はデジタル技術を行政サービスに浸透させることで、住民の皆さんの生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることが目的であると考えております。

また、行政を取り巻く状況は変化しており、サービスの多様化が進む中、行政サービスの質や満足度を高めていくことには、これまでの業務運用を見直し業務効率化や手続の簡素化などの取組を推進することで、職員の人的資源を確保し、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが重要であると考えております。

私自身、住民サービスの向上を目指すとき、書かない窓口についても非常に有効な手段であるというふうには思っておりますが、まずは、先ほどからお話が出ております行かない窓口を優先することができるのではないかとこのように考えております。

現在は、役場に行かなくても利用できる行政サービスとして、住民票の写し、また印鑑登録証明書をコンビニ交付で取得できます。また、マイナポータルを通じた転出届のオンライン化を行っているところでございますが、コンビニ交付サービスの拡充を目指して、現在の住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、来年は所得証明の発行についても調査したいというふうに思っております。

私たちが、お客様が役場に来ることを考えたときに、一番多いのは住民票や印鑑登録また所得証明、この3つがやはり大きいというふうに考えておりますので、現在、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行についてはコンビニで取得することができますが、税の所得証明についてはコンビニでは取得することができませんので、来年度はこのことについて調査研究をしたいというふうに思っております。

先ほど来出ておりますが、そのほかにも既に導入しております議会のペーパーレス会議システムやAIオンデマンドバスのるーとなどもDXの取組の1つでございます。引き続き自治体DXの推進を進めていきたいというふうに思っております。

今後とも町民の皆さんが便利になったと実感できるような行政サービスの実現や、行政事務の

効率化を継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） ぜひよろしく願いいたします。

町長が言われたように、第7次宇美町総合計画の重要方針に宇美町DXの推進、これは当然あります。そこには、やはり町民の皆さんが便利になったと実感できるような行政サービスの実現や行政の事務の効率化とあるように、どこの自治体にも負けない便利なDXのさらなる推進をと申し上げて私の1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 次は、進まない空き家対策の今後の取組について質問してまいります。

少子高齢化等を背景に空き家が全国で増加しています。放置された空き家は老朽化が進み、近隣への安全面や防犯上の悪影響を及ぼします。

2015年制定の空家対策特別措置法により、崩壊の恐れなどが高い場合は自治体が特定空家に指定でき、立入調査や除去命令さらに除去の代執行まで可能としました。現在、同法に基づく空き家の除去や修繕が各地で進められています。しかし、空き家の撤去が各地で進められているものの、今後も住居目的のない空き家が増える見通しであることを踏まえ、政府は特定空家になる前の段階で対策を強化することとしております。

第7次宇美町総合計画の施策の方向性に空き家対策の推進とあり、空き家の実態調査を行い、法令に基づいた助言・指導を行い、空家等対策協議会の意見を取り入れ、管理不全の空き家数の減少に向けて取り組む。また、管理不全の空き家を増やさないようホームページや広報等で啓発をはじめ固定資産税の納税通知書へ啓発文の同封を継続することになっているということですが、なかなか進まない空き家対策であります。

私も住民の方から危険な空き家についてどうにかしてほしいとよく相談を受けます。その都度担当課に行って、情報把握と所有者に改善を促すように伝えますが、なかなか改善には至らないのが現状です。

空き家にもいろんな空き家があります。所有者が定期的に空き家の窓を開けに来て庭の手入れなどがされた管理ができた空き家、情報があれば直ちに改善される空き家、また、老朽化が進み崩壊する恐れがある空き家、樹木が生い茂って近隣に迷惑をかけている空き家などがあります。

問題となる空き家は、地域の景観を損ねるだけでなく、安全面、衛生面、治安面からも深刻で危険な空き家であり、助言・指導を行っても改善しない空き家の対策が喫緊の課題であります。今後増え続ける空き家に対し、危険な状態になる前に適正な管理を推進する必要がある、町民が安心して生活できる環境整備が必須であります。

そこで、今回進まない空き家対策の今後の取組について質問いたします。

まずはじめに、当町の現在の空き家の件数、近年の空き家の推移をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたします。

まず空き家の推移でございますけれども、空き家の調査を始めた平成27年度におきましては151件の空き家を確認しております。近年では、令和2年度に200件、令和3年度には183件、昨年度でございますけれども令和4年度末、こちらが最新の件数となりますけれども308件の空き家を確認しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 令和2年度末から3年度末にかけては減少したと、17件減少したが令和4年度末には308件と125件増えたということで、増加したその要因は分かりますか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 増加の要因でございますけれども、空き家の把握につきましては、平成27年度に当時の行政区長さんに空き家の調査をお願いしております。その後は、職員による現地調査や地域の方からの空き家の情報を頂いております。空き家の件数を把握してきたところでございます。

令和4年度におきましては、水道メーターこちらの閉栓状況等を基に職員が現地調査を行った結果、居住されていない状況を踏まえまして新たに125件の確認をしたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） そこで、年々増え続ける空き家に対して、当町では空き家所有者の把握はどのようにしているのかお答えください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたします。所有者の把握につきましては、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本による登記名義人や相続人の存否、所在の確認などの調査がございます。主に、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条に基づきまして、固定資産税の課税状況を保有する税務課から所有者名、住所の提供を受け、内部利用を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） また、空き家の所有者の固定資産税の収納状況、これは分かりますか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 空き家と認定した物件につきましては、直ちに固定資産税の住宅用地特例措置が解除になるわけではございませんので、税務課が保有する固定資産課税台帳と空き家物

件とのひもづけは行っておりません。したがって、個々の空き家に関わる固定資産税の収納状況は把握していないところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 固定資産課税台帳とのひもづけがされていないということで、収納状況が分からないという答弁でした。

そこで、今年の新規事業の中で相続財産管理システムのソフトが導入されていますが、今後、このシステムが空き家の情報についてつながるのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。収納対策室がございますので、企画財政課から回答をさせていただきます。

令和4年度に相続財産管理システムを導入させていただいておりますが、それ以前におきましても、現在は環境課ですが、当時の空き家担当課、企画財政課、税務課で連携し、空き家対策を実施しております。平成28年度以降、相続財産管理人の選任を申し立てることで、9件の空き家の解消と滞納整理を同時に実施することができております。

空き家の所有者を調査する中で、空き家問題が解消されない原因として、所有者が既に死亡されており民法上その所有権は相続人に移りますが、相続人がその空き家を相続して所有していることを認知していないことや、相続人同士が連絡を取る手段がなく、遺産分割協議や空き家の売却を行うことが困難となり放置されていることなどが挙げられます。

空き家を解消するためには、まず空き家の所有者を調査し、相続人等の所有者へ知らせることから始まります。相続財産管理システムは、その作業を効率的に行うために有効であると考えております。

また、相続財産管理システムを導入したことで、空き家情報を環境課、企画財政課、税務課で共有することができるようになりましたので、これまで以上に効率的に各課の連携が図れることとなります。

今後、このシステムを空き家対策にも活用することで、所有権の移転登記がなされないまま居住者不明となった空き家の所有者を確定し、安定的な税収確保を図るとともに、地域の環境を保全するため、最小のコストで効率的かつ迅速に空き家問題に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 今、答弁いただきましたが、このシステムを導入したことにより、空き家情報を環境課、企画財政課、税務課で共有することができるということで、これまで以上

の各課の連携が図られ、空き家対策に活用することができ、自主財源の安定的確保と地域の環境保全をするため、最小コストで効率的かつ迅速に空き家問題に対応することができるという答弁でした。

今後の空き家対策の強化につなげていただきたいと期待するところであります。

次に、民間の不動産業者で構成されている空き家バンクについて、現状の活用状況について答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 空き家バンクにつきましてでございますが、平成30年9月に運用を開始しまして、これまでに登録申請が32件、売買等による契約済みが21件となっております。以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 空き家の登録件数は思ったよりも少ないと思っているんですけども、どのような物件が登録されているのか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） この空き家バンクへの登録申請につきましては、通常の不動産流通にはなかなか乗りにくい、例えば長屋住居などが挙げられます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） そうだろうとは思っていましたが、空き家バンクの不動産業者の方から、この空き家に対しての利活用に対する助言や提案が行われれば、更地にしたほうが売りやすいですよとか、リフォームできるところはリフォームしたほうがいいですよとか、そういう提案ができればもっともっと利用される方も増えるんじゃないかなと思います。

次に、空家等対策協議会がありますが、この現状と、今後どのような機能を果たすのか、お答えください。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたします。空家等対策協議会でございますが、平成31年2月以降コロナ禍もあり開催できていない状況でございますが、現在のところ今年度の時期は未定でございますけれども、空き家の状況、法改正の概要等の説明を協議会で行うこととしております。

この協議会での協議事項でございますが、1、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項。2、空家等の適正な管理に関する事項。3、特定空家等の措置に関する事項。4、その他空家等対策に関し必要とする事項となっております。

次に、協議会の委員構成となりますが、会長の安川町長をはじめ、1、町民代表、こちらは各小学校校区コミュニティ運営協議会の会長となります。2、町議会議員となりますが、こちらは

所管されてある厚生文教常任委員会の委員長となります。3、学識経験者、こちらは司法書士、宅地建物取引士、法務局、県職員などがございます。4、その他町長が必要と認めるもので、こちらは関係する課長となっております。

これらの方々18名以内の委員で構成することとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 空家等対策協議会の所掌事務にある特定空家の措置ですが、これまで当町では特定空家の認定がされたことがないと思いますが、今後の対応をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 先ほど回答させていただきましたように、現地調査を行いながら、現在308件の空き家を確認したところでございますが、特定空家に至るまでの調査が進んでいないのが現状でございます。特定空家に認定すべき物件は、空家等対策協議会におきまして委員の皆様から御意見を頂き、正式に認定するべきものとなります。

これまでコロナ禍で協議会が開催できておりませんので、今回の法改正を踏まえまして、必要な措置を講じ、しっかり対応をしていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 空家等対策協議会がコロナでずっと開催されていないということで、今後行って進めていくということで了解しました。

国土交通省によると、移住目的のない空き家は、ここ20年間で1.9倍に増加し、30年には470万戸になると推定されます。

全国には別荘や賃貸用などを除く居住目的のない空き家が約350戸あるとされる一方、これまで市区町村が特定空家として把握したのは4万戸にとどまっています。このうち2万戸は解体や修繕で対応が取られましたが、特定空家に至らないまでも、放置すれば管理状況の悪化が見込まれる空き家は20万戸以上あるそうです。

住宅が建っている土地には、固定資産税が6分の1に減額されるなど優遇措置があります。これが老朽空き家を解体して更地にせず放置する一因とされております。

そこで、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が本年6月に公布されましたが、当町の今後の対応をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等を柱に対応の強化が図られております。所有者には、適正管理に加えて、国・自治体の施策に協力する努力義務が追加された一方で、市町村には対策の幅が広がるものとなっております。

活用拡大の面では、空家等活用促進区域の指定による建て替え等の規制の合理化、財産管理人による所有者不在の空き家の処分や支援法人制度の創設。管理の確保では、特定空家化の未然防止のため、放置すれば特定空家となる恐れのある空き家を管理不全空家として指導・勧告ができ、勧告を受けた場合には、固定資産税の住宅用地特例——こちらは減税の部分でございますけれども、これの解除。

特定空家の除去では、代執行の円滑化のための緊急代執行制度の創設と、代執行費用の徴収手続に裁判による確定判決を不要とする円滑化、財産管理人による空き家の管理・処分のため市町村長による裁判所に対する財産管理人の選任請求が可能となることなどです。

町といたしましては、これまで空き家バンクをはじめ、空き家対策に関するなどがございます——町といたしましては、これまで空き家バンクをはじめ、空き家対策に関する情報をホームページ等でも周知を図ってきたところでございます。

また、地域住民に直接的な被害が及ぶと思われる緊急性が高い空き家を特定空家として処分が必要であると考えて運用してまいりましたが、今回の改正に定められた管理の確保に向けた対策としまして、管理不全空家に対する対策を新たに実施することが考えられます。

実施に際しましては、固定資産税の住宅用地特例の解除や譲渡所得に関する特別控除の税制度、空き家バンク制度の周知、空き家の所有者に分かりやすくお伝えするために、今年度、宇美町空き家情報冊子を作成することとしており、特定空家の増加防止を図ってまいります。

また、活用拡大に向けた空家等活用促進区域の設定等を含めました宇美町空家等対策計画の見直しに着手する必要があると考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の交付によって活用拡大、また管理の確保、特定空家の除去などが強化されたとお答えありました。

一番やっぱり大きいのは、危険な空き家に対して特定空家を未然に防ぐための措置として、管理不全空家として指導・勧告ができるという、こういうまた一步前進した内容になって、この辺がやはり今後の空き家対策に効果的になるんじゃないかなと思っております。

また、宇美町空き家情報冊子の作成や宇美町空家等対策計画の見直しも行われるということで、今後の危険な空き家に対し対応しやすくなったと思います。さらに強化につながることを期待するものであります。

最後になりますが、担当課より空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づき今後の空き家対策について答弁を頂き、強化推進されることを期待いたしますが、法律や手続の問題で特定空家の解決には時間がかかることが想定されます。

そこで、進まない空き家対策の強化について、町長の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） まず、空家対策協議会、平成31年2月以降開催していないという今、答弁でございました。今年も9月になっております。早急に開催するように指示をしたいというふうにはまず思っております。

議員のお話の中で、様々な空き家の種類があるというお話でございました。そのとおりでありまして、問題は地域住民の生活に影響を及ぼしている空き家ではなかろうかというふうに思っています。

御質問にありますように、これまで空き家対策につきましては、相続問題や解体費用の問題等々が足かせとなり、これという決定打がない中において試行錯誤しながら進めてきたというのが現状でございます。

空き家対策の趣旨は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生等、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすことから、住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全のため、空き家等の活用のための対策を行うこととありますが、放置すれば倒壊するなどの危険がある特定空家の対策が特に求められているもので、適正に管理されている空き家を含めた全ての空き家を管理することは効率的でなく、特定空家と認められる空き家を増やさないことが重要であるというふうに考えております。また、適正な管理を行ってもらうとともに、活用を促進することが慣用であろうというふうに考えているところでございます。

今回の法改正により強化された対策の実施が、このことに有効であるというふうに考えており、現在把握している空き家情報の管理とともに、対象となり得る新たな空き家情報の収集方法も整備し、重点対策として次の2点に取り組んでいこうと考えております。

第一に、所有者の把握に努めることはもとより、固定資産税の住宅用地特例の解除や売買による譲渡所得に対する控除制度等の税制度も周知しながら、管理不全空家と認められる空き家に対する指導を強化していくこと。また、必要に応じて危険性の高い特定空家に対しては、緊急代執行制度を利用した処分を実施するための手続を体系化してまいります。

第二には、建て替え等の促進、必要な人に活用してもらうため、本年度に実施する都市計画マスタープランの見直しの中で、まちづくりに関する規制の在り方を検討し、空家等対策計画に空家等活用促進区域を指定して、規制の合理化を図ることの必要性を検討してまいります。

これらに限らず、これまで同様に空き家バンク、また先ほど出ておりました相続財産管理システム等も活用しながら、有効的な活用ができる空き家については町内外への発信を行い、宇美町の移住・定住につなげていきたい。そして、人口増加にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 空き家対策に一步前進したような、すばらしい、ありがたい答弁を頂きました。ありがとうございました。

行政のリーダーシップの下、あらゆる手段を使って、安全で安心できる美しい宇美町の構築のために空き家対策の強化にさらなる推進をと申し上げ質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

11時00分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号6番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 2番、安川禎幸です。本日は、自治会活動の現状と課題について質問をさせていただきます。

今年の8月に、私が所属する自治会で4年ぶりに夏祭りを開催しました。開催したところ、多くの住民の方においでいただきまして、かつてない盛り上がりを見せたところです。コロナウイルス感染症の影響で自粛しておりました自治会活動も、今後、活発化してくると思いますが、今回はアフターコロナを見据えました上で、自治会活動の現状と課題について質問をします。

宇美町では、平成25年度から地域コミュニティ推進事業に取り組み、平成26年の原田小学校区コミュニティ運営協議会の発足をはじめ、町内5小学校区にコミュニティ発足しました。また、平成29年度には、それまでの行政区制度の見直しが行われ、行政区は自治会に、行政区長は自治会長となる新たな地域自治制度が導入されました。

近年、SNSの発達や、新型コロナウイルス感染症の流行を経まして新たな時代に突入しました。一方では、住民の意識も大きく変化しておりまして、自治会加入者の減少や自治会役員あるいは担い手の不足等、様々な課題が発生しております。自治会活動の現状と課題についてお尋ねします。

それでは、まず、宇美町の現在の状況に至るまでの自治会数の推移についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 自治会の推移につきましては、現在、宇美町には48の自治会がございまして、平成29年に当時の井野区と新井野区が合併したことで井野自治会となり、それまでの49の行政区から48の自治会に減少した後、現在に至っているところでございます。

令和5年4月1日時点で住民票上の世帯数1万6,130世帯に対し、自治会に加入しておら

れる世帯数が1万2,088世帯となっており、自治会加入率は74.9%となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 現在、48自治会というところになると思います。

続きまして、自治会においては規模の違いがあると思います。大きな自治会、小さな自治会があると思いますが、大きな自治会、小さな自治会の世帯数、それと自治会の加入率はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 自治会加入世帯数が多い自治会を上位から3つ上げますと、障子岳の自治会が693世帯、下宇美の自治会が661世帯、辻荒木の自治会が615世帯となっております。一方で、自治会加入世帯数が少ない自治会を下位から3つ上げますと、四王寺自治会が6世帯、仲山自治会が15世帯、上宇美本通自治会が20世帯となっております。

自治会加入率につきましては、四王寺の自治会を除いて高いほうの上位3つを上げますと、とびたけ二の自治会が97%、貴船自治会が89.6%、平成自治会が87.2%となっております。一方、低いほうの下位3つを上げますと、仲山自治会が32.6%、末広自治会が38.1%、原田上の自治会が40.2%となっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 大きな自治会と小さな自治会では、かなり規模的な差があるという結果になっております。

それでは、周辺市町の状況についてお尋ねします。

宇美町は、いわゆる地縁団体——町内会とか行政区とかいうふうなものですが、自治会という形態を取っており、校区コミュニティと連携するという方式を取っております。この自治会等のいわゆる地縁団体について周辺市町の組織の形態はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 周辺市町の形態につきましては、糟屋地区1市7町の状況を見てみますと、宇美町と同様の自治会制をしているのは古賀市でございます。残る6町におきましては行政区制をしいておられます。

なお、志免町は、名称を行政区ではなく町内会とされておりますけれども、行政区と同じ形態となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 周辺市町はまだ行政区のほうが多いというふうな状況になっているようですが、その組織数はどうなっていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） それぞれの組織数につきましては、古賀市が46自治会、志免町が30町内会、粕屋町と新宮町が24の行政区、篠栗町が21の行政区、須恵町が20の行政区、残る久山町が8つの行政区となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 宇美町より人口が多い志免町で30団体といたしますか、粕屋町で24、宇美町は48自治会ですので、宇美町は非常に多いという特色があるのかなというふうに思うところですよ。

市町によって組織数はまちまちなようですが、各市町の地域コミュニティの状況、あるいは自治体の特色がありましたらお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 活動内容や特色については、各自治体で様々でございます。須恵町、篠栗町、古賀市では、宇美町と同様に自治会とは別の校区コミュニティを立ち上げて、また、それぞれにスケールメリットを生かした地域コミュニティ活動の推進を図っておられるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 地域コミュニティ制度もだんだん増えておるとい状況のようです。

それでは、続きましては自治会活動の課題についてお尋ねします。

前回の議会で、自治会加入率が減少しているという質問が出されておりましたが、以前と比較して自治会を取り巻く環境が大きく変化しております。私も20年ほど自治会の役員をしておりますが、最近では役員の成り手がなく、役員の顔ぶれもここ10年あまり変化していないというふうな状況です。

以前は、地域の退職された方、あるいは引退された方が役員をされていましたが、昨今、就業年齢が高くなりまして、まだ働いているので役員はできないと断られるケースが多いという状況です。

うちの自治会の自治会長も御多分に漏れませんで、フルタイムで会社に勤務しております。また、町内の団体の会長もしております関係で、非常に多忙で、平日は動けないという状況です。会長ともなりますと、毎日のように連絡でありますとか、苦情とかの対応に追われるのが他の役員に回ってきたりというふうなこともあるというところですよ。

ほかの役員もみんな勤めておまして、同じような状況の中、役員の成り手不足を解消するには、自治会役員の業務を軽減する、いわゆる働き方改革をする必要があるんじゃないかというふうに思っているところですよ。

うちの自治会内でも検討しておりまして、業務を軽減するために役員の役職をどうしよう、あるいはイベントはこれは必要なかと不要なものは削除するとか、一緒に合併させてやるとか、そういうふうな再検討を行っているところです。

その自治会の業務の中で、役場関係の書類や地域から出る苦情、要望書の提出というのがあります。現在は役場の担当課に提出する必要があります。また、要望も多様化しておりまして、各課にまたがるものや提出先が分からないといったものもございます。

以前、自治会長をされていた方が言われておりましたが、ある日、役場にいろんな手続に行ったらと、役場の総務課に行ったら、南別館に行ったら、中央公民館に行ったら、ハピネスに行ったら半日かかったばいと、そういう話をされておりました。

まず、この役場の自治会に対する窓口を一本化できないものかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 提出窓口の一本化でございますけれども、毎年、自治会から町への要望等に必要な書類と、その提出先となる課等について示した自治会ハンドブックを作成しております。現在は、自治会から直接各担当課等へ提出をしていただくようにしておりますけれども、提出先が分からずに地域コミュニティ課に提出されることも多々ございます。

窓口の一本化につきましては、自治会の皆さんの混乱を避け、また役場内の事務手続の煩雑さを減らすことにもつながりますので、今後、導入に向けた協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 例えば、苦情とか要望とか協議を要するものもあると思いますので、全部というわけにはいかないと思いますが、窓口の検討をよろしく願いいたします。

先ほどの黒川議員の一般質問の中で、自治体DXにより今後行政事務が大幅に効率化されますというふうな話がありました。自治会におきましては、昨年度の地域拠点整備事業によりまして、公民館にWi-Fi、PC等のIT機器を導入することができました。このデジタル化によって、自治会の業務の効率化も図れるというふうに思っているところです。

その中で、現在、自治会長や役員が平日働いているために、書類の提出に平日なかなか役場に行くことができないという実情もございます。現在、自治会からの提出書類は会長印を押した文書になっているのが基本となっておりますが、メール等で提出できるようにデジタル化することができないかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 提出書類の電子化につきましては、宇美町自治体DX推進計画の取組事項にございます基本方針の1で、行政サービスの拡充において記載がされており、行政手続のオンライン化に関連してくる部分となっております。

現在、自治会から町へ提出する書類につきましては、自治会の公印が必要のないものについては、必ずしも紙媒体で提出しなければならないものではございません。電子メールに添付して提出していただいても構いません。

交付金や補助金の申請書といった自治会の公印や自治会長の印が必要になるものにつきましては、押印の上、必ず紙媒体での提出をお願いしております。これにつきましては、押印がなければその書類が自治会の総意で提出されたものかどうかの判断がつかないためでございます。

しかしながら、今後は、自治会の事務の利便性や行政事務の効率化等を考慮して、公印の必要性の有無、また、提出書類が自治会の総意かどうかの判断方法等の検討も併せまして、オンライン申請等についてどのようなものが導入可能なのか、書類の提出先となります担当部署やDX推進担当課と協議を行いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） こちらも全部というわけにはいかないとと思いますが、どうか検討をよろしく願いいたします。

次の質問です。生活様式が多様化しまして、いろいろな考えの方の住民も増えております。それで、一昔前にはなかったような苦情が増えております。一例挙げますと、防犯カメラの設置などのプライバシーに係る苦情、あるいは児童虐待の苦情、あとDVの相談、それに係る近隣トラブルなどです。こういった自治会では解決できない相談が増えております。

こういった苦情、相談があった場合の対応についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 自治会で対応できない苦情の対応につきましては、その内容に応じた相談窓口が設けてございます。例えば、プライバシーや生活上の不安などはっきりと犯罪や事故に当たるかどうか分からない内容で、警察に相談したいというときは、シャープの9110に電話していただきますと管轄の警察本部等の相談窓口につながります。

法律相談や心配事の相談であれば、宇美町社会福祉協議会が月に2回行っております弁護士相談や心配ごと相談がございまして、児童虐待につきましては、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」に電話をかけていただくと、お近くの児童相談所につながるようになっております。

DV関係であれば、県内各地区に設置してある配偶者暴力相談支援センターや、福岡県の専用相談窓口でございます男性DV被害者のための相談ホットラインなどがございまして、引き続き、それぞれの分野ごとに関係課から広く情報を提供させていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） こういうふうな苦情の対応というのが、一番、自治会役員さんが一応

疲弊することというふうに思いますので、今後、多種多様な相談が増えると思いますが、適切に相談窓口につないでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問です。新しい時代に即応し、課題を解決するに当たり、地域づくりコーディネーターの存在が今後ますます重要になってくると思います。地域づくりコーディネーターの役割、それと活動内容についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 現在、町が配置しております地域づくりコーディネーターは、小学校区コミュニティにおける事業の企画立案の際の助言や地域活動の支援を行っております。また、地域と行政、ほかの地域とのつなぎ役として、町内5つの校区の全体のコーディネート業務を行っていただいております。

地域コミュニティは、それぞれの規模や地理的環境等の違いにより、抱える強みや解決しなければならない問題は様々でございます。

例えば、ある地区での取組がほかの地区の課題解決につながる可能性もあれば、どの地区にも共通する課題というものもあるかもしれません。町と地域が相互に地域コミュニティの推進に取り組んでいくため、地域づくりコーディネーターによる情報収集も行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 地域づくりコーディネーターは、今後ますます重要になってくると思います。このコーディネートをするというところが、今後、大切になってくると思います。どうかよろしくお願ひします。

それでは、続きまして、自治会の合併についてお尋ねします。

全国的に見ますと、東京都では6年間の間に144の自治会が合併、または消滅により減少しております。中には自治会役員の成り手がなく、解散したというケースもあるようです。

先ほど説明の中で、宇美町は他町と比較して自治会の数が多いという状況ですが、平成29年に井野と新井野が合併しまして以降、合併は行われておりません。

宇美町は600世帯を超える大きな自治会もあれば、50世帯を下回る小さな自治会もあります。小さい自治会の自治会長さんの中には高齢化も進んでおりまして、今後、自治会を維持できるのか、将来に不安を感じておられる方もおられます。このままでは立ち行かなくなる自治会も発生するのではないかと危惧するところではあります。

自治会の合併について、町の基本的な考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 自治会の合併につきましては、町が一方的な考えで進めて

いくというものではなく、自治会同士が自らの意思で合意形成をして初めてなされるものであり、この合意形成は、隣接する自治会同士の人的・文化的・歴史的交流の積み重ねの中で生まれる地域のつながりにより、もたらされるものだと考えております。

宇美町には、数世帯から1,000世帯に迫るような様々な規模の自治会がございます。複数の自治会の合併でより大きな規模の自治会になることで、それまで取り組むことができなかった問題解決に着手することができるといったメリットがあるかと思えます。

町としましては、地域から合併に向けて動きたいといった相談等があれば、近隣の——直近の井野・新井野の合併の事例を参考にしましてサポートを行ってまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 自治会の合併を促すには、自治会が相談できる体制、それから、何らかのインセンティブが必要ではないかと思えます。現状はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 合併に対する支援体制としまして、自治会の合併促進による組織基盤の強化を図り、もって自治会の活動の活性化と地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、宇美町自治会合併補助金交付要綱を設けております。

これは、2以上の自治会の自治区域の全部もしくは一部をもって自治会を置く場合、または自治会の自治区域の全部もしくは一部をほかの自治会に編入することで自治会の数の減少を伴う場合に、当該自治会に対して補助金を交付するもので、補助対象となる経費につきましては、合併に伴う住民同士の交流を促進するために必要な経費や、備品等の購入に要する経費などが対象となっております。

インセンティブとなる補助金の額は、合併前の自治会の数にかかわらず30万円とし、予算の範囲内で交付をするものでございます。

なお、地域コミュニティ課では、合併だけではなく自治会の様々な相談を受け付ける体制はいつでも整えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 分かりました。

今後、自治会の運営あるいは合併についての相談がまた増えてくるんじゃないかなと思えます。自治会同士が単独で合併するというのは、なかなかハードルが高い話だと思うんですね。そこは仲人的な役割が必要じゃないかなというふうに思うところです。相談がありました際は、コーディネートをよろしくお願いいたします。

それでは最後に、町長にお尋ねします。

第7次宇美町総合計画の基本目標「町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をう

みだすまち」、地域活動や町民活動が活発な町の特徴を活かし、町民と行政それぞれが知識・経験を活かしながら、お互いをパートナーとして認め合い、共働で魅力ある宇美町を目指しますとなっております。

町長は、職員時代より校区コミュニティの立ち上げに尽力され、以降、一貫して共働のまちづくりを推進してこられました。宇美町の地域コミュニティや自治会について、どのような将来像を描いてあるのかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 先ほど来、自治会の合併の話とかも出ておりました。まさに結婚に例えられますように、私も井野・新井野の合併に数年間関わって、井野・新井野については成功したところがございますけども、そこまでたどり着いていない自治会も多数あります。

役場が、何世帯が妥当なのか、適当な数なのかというのを示してほしいとかいう声もありますけども、結婚に例えられますように本人同士が納得しないと合併にはなかなか至らないとはいえ、私どもも48の自治会が適正な数とは思っておりませんので、先ほど来、出ておりますけども、地域づくりコーディネーターを中心に、そういった話もしていかなければならないのではないかというふうに思っております。

私、最近読んだ本に「グッド・ライフ」という本がございます。もしかしたら読まれた方もあるのかもしれませんが、これは、ハーバード大学が多くの被験者の若い頃から高齢期に至るまでの人生を詳細に追跡して、その人の幸福度と、その要因について研究をまとめたものでございます。

研究の始まりが1938年でございますので80年以上の歴史を持ち、さらにその子孫たちの人生も追っており、被験者の数は3世代にわたる1,300人を超えております。ここでの幸福度というのは、一過性の快楽などではなく、自分の人生に意味や目的があると感じられる奥深い実感を厳密な方法で測定したものです。長年の研究の結果、ハーバード大学の研究者たちが幸福を得るための鍵として見出したのは、それは、よい人間関係でありました。

この本を読んだときに、あまりのシンプルな答えにやや拍子抜けしたわけでございますが、家族や友人、地域社会とのつながりが強い人のほうが、そうでない人より幸せでかつ肉体的にも健康、また自分が望む以上に孤立している人は、他者とのつながりを感じている人よりも早い時期から健康状態が悪化するということが膨大なデータとともに解き明かされております。

前段が長くなりましたが、隣組、自治会、小学校区コミュニティなどの地域コミュニティは、町民と町民との交流の場であり、その活動を活発化させることにより、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の向上や、ふるさと宇美への愛着であったり、誇りを持つことにつながっていくものだろうと考えております。また、町民同士の信頼関係やつながりが生まれること

で、防災や防犯対策にもつながる、いざというときに助け合うことができるということになります。

ハーバード大学の研究を引用しますと、自治会や小学校区コミュニティに住む人同士の信頼やつながり、良好な人間関係を育んでいくことが健康で幸せな生活を送ることにつながるということが言えるのかもしれませんが。

本町では、議員御紹介がありました平成25年（2013年）に宇美町共働のまちづくり推進のための指針を策定し、自治の根本理念である自助・互助・共助・公助の下、町民等と行政が共にまちづくりを担う主役であるという意識を持って、お互いの長所を生かしながら共働して公共サービスに取り組むということを明確に打ち出しました。

また、同年、宇美町におけるコミュニティづくりに関するアンケートや町民まちづくり検討会などを重ねて、地域コミュニティに関する課題の抽出や解決策の検討を進めてきたところでございます。

そして、平成27年（2015年）10月には、総合計画で示すまちづくりの方向性を踏まえた地域コミュニティづくりの羅針盤として、宇美町地域コミュニティ推進計画を策定いたしました。

加えて、平成29年（2017年）ですが、4月1日からは、町長が区長を委嘱するという上意下達の間接関係を改め、行政区長制度を廃止するとともに、小学校区単位のコミュニティ運営協議会を設置し、真の共働のパートナーとして新しい宇美町の地域コミュニティを組織化し、その活性化に努めてきたところでございます。

私も職員時代、担当課長としてこの全てのことに当たってまいりましたので非常に思い入れも強く、夜な夜な自治公民館に向かい、自治会長の皆さんたちと叱咤激励を頂きながら、かんかんがくがく議論をしてきたことを思い出すわけでございます。

取組を開始してから10年が経過するわけですが、その間の自治会長の皆さん、コミュニティ運営協議会の皆さんには、趣旨を御理解いただき格別の御協力を賜ってまいりました。この場を借りて改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

ここまでを創成期の第一ステージとするならば、第二ステージの充実期に進もうとした矢先でございました。2020年の新型コロナウイルスの発生により、自治会、小学校区コミュニティなどのコミュニティ内における住民のレクリエーションや親睦活動など、各種の活動が停滞せざるを得ない状況に陥ったわけでございます。

今年に入り、少しずつではありますが、自治会やコミュニティ運営協議会の活動が行われるようになり、夏祭りや秋祭りも開催されてくるようになったことは御存じのとおりでございますが、自治会への参加が減少傾向にあることや、役員の高齢化、また担い手不足が残ったままでござい

ます。

アフターコロナを見据えて、地域コミュニティを次のステージに引き上げたいという思いから、役場内の組織改革を行い、共働推進係と危機管理係を合わせた地域コミュニティ課を創設いたしました。

御指摘の地域づくりコーディネーターの役割も非常に重要でございますし、井野と新井野の合併以来、新たな自治会合併の動きも見えておりません。合併のインセンティブが実情に合っているのかという課題もございます。金額もさることながら、自治会が望んでいる支援になっているのか、しっかり検証をする必要があるというふうに思っております。

組織体制を整えて、仏作って魂入れずとならないよう、引き続き共働のパートナーとして、自治会長の皆さん、コミュニティ運営協議会の皆さんとの活発な意見交換をして、議員の皆さん方のお知恵も拝借しながら、一朝一夕とはいかないこの課題に取り組んでいかなければならないと考えております。

まちづくり、地域づくりに終わりはありません。永遠に続いていくわけです。行政だけが頑張っても駄目ですし、地域だけが頑張っても駄目でございます。全力で全員が力を合わせていく必要があります。

先ほど第7次総合計画の御紹介がありましたが、まさに宇美町は地域活動や町民活動が活発な町でございます。その特性を生かしながら、自治会やコミュニティ運営協議会をはじめ、NPO法人やボランティア活動団体が、お互いをパートナーとして認め合い、全ての主体が力を合わせ、共働して魅力ある宇美町をつくっていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

答えになったかどうか分かりませんが、私の決意といいますか、考えを述べさせていただきました。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 十分に伝わってまいりました。

冒頭申し上げましたが、8月に私の所属する自治会では4年ぶりに夏祭りをしたという話をしましたが、町長、議長をはじめ、たくさんの方がお見えいただきまして、当日500人以上の住民の方が来られました。うちの夏祭り始めて多分新記録だったというふうに思います。

大いに盛り上がったんですが、コロナウイルス感染症の影響で自治会活動、特にイベントの開催ができませんで、試行錯誤してきた4年間でしたが、子どもたちが喜んでみこしを担ぐ姿とか、大人も子どももなく最後に一緒に炭坑節を踊る姿とか見まして、本当に自治会っていいなと、私は自治会の役員でよかったなというふうにも強く思ったところです。

住民にとって一番身近な存在で、地域コミュニティを下支えしているのが自治会の役目という

ふうに思います。自治会から宇美町を元気にしたい、宇美町を盛り上げたいと、それには今日質問をさせていただきましたが、自治会の課題に向き合いながら早期に解決していくことが必要だと思います。

今日はいろいろな答弁を頂きました。町長の思いも伝わってまいりました。宇美町の理念であります町民と行政がパートナーとなり共働のまちづくりをさらに推進し、未来の宇美町がより一層活気のある町になりますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了します。本日は御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時42分散会
